

はじめに

調査の背景と目的

財務省関税局では、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するとともに、国際貿易の安全を確保するため様々な取組みを行っており、その中に政府開発援助（ODA）の一環として実施している関税技術協力事業がある。今後の関税技術協力事業をより一層効果的かつ効率的に実施していくためには、開発途上国税関当局・税関手続等の現状を把握したうえで、我が国及び相手国双方のニーズに合ったものになるよう必要に応じて改善していくことが肝要である。

特に知的財産の保護については、我が国は総理を本部長とする知的財産戦略本部の下、政府一体となって取り組んでいるところであり、税関による知的財産を侵害する物品（以下「侵害物品」という）の取締りについても、その強化を進めているところである。侵害物品の水際取締り等の知的財産制度の執行面の技術協力についても、知的財産戦略本部が策定する推進計画等において積極的に取り組むことが求められている。また、知的財産の保護に関する技術協力の必要性は、G8サミット等の各種国際会議においても議題となっているところである。

このような現状を背景に、他国における侵害物品の水際取締りの制度や実態を調査・把握することは、我が国の制度及び運用の改善や国際交渉を進めるうえで有意義である。また、侵害物品は、ASEAN 諸国をはじめとするアジア地域から拡散しており、我が国企業及び権利者にとっても、ASEAN 諸国の税関の取締りによる侵害物品の取締手続は特に関心が高いと考えられる。このため、本調査は、ASEAN 諸国における水際での侵害物品の取締り等について調査を行い、我が国制度の改善の参考とするとともに、今後の関税技術協力事業の実施に反映させることを目的として実施した。

調査対象と内容

ASEAN 諸国のうち、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンを対象として、以下の項目について調査を行なった。

侵害物品の輸出、通過及び輸入の取締手続の概要

侵害物品の輸出、通過及び輸入の取締手続の概要、対象となる知的財産の種類。

差止申立て及び職権

権利者が税関に侵害疑義物品の差止めを求める際の具体的な手続及び証明すべき事項や添付書類、また、税関が権利者に対し求める手数料や実費負担等。

侵害判断の手續

税関により発見された侵害疑義物品について、どのような組織（裁判所、独立した行政機関、税関等）及び手續により知的財産の侵害の有無が決定されるのか、また、税関による取締りが、その決定とどのように関係するのか等。

侵害物品の没収・廃棄等の手續及び取締手續中の倉庫料及び廃棄費用の負担

侵害物品の没収・廃棄の手續、税関が取締りのための手續を開始した場合の取締対象物品の倉庫保管料や、取締対象物品の廃棄のための費用の負担者及び支払手續等。

根拠法令等

税関の侵害物品の取締りの根拠法令及び他の関連法令。

組織

各国税関の組織及び知的財産担当部門の概要。特に、特許庁等の知的財産所管官庁、裁判所等の他の組織と税関との協力関係、外部からの問い合わせ先、相談窓口、ウェブサイトのアドレス等。

統計情報

過去数年分の侵害物品の税関による取締実績。

その他

1) 情報機器等の活用

税関が取締りに使用している情報システムの概要、また、侵害物品の発見に用いている検査機器等。

2) 権利者との協力関係の構築

税関が権利者からの協力を得るために行っている各種施策の概要(税関が権利者を対象に出版している簡易なマニュアル等の参考資料を含む)。

調査方法

以下の方法により調査を行なった。

国内調査（文献調査）

既存の文献・インターネットを用いて調査対象国の知的財産侵害物件の水際取締りに関する組織、法令、手続き及び統計、また日本企業・民間団体等が認識している問題点等に

ついて調査を行った。

ローカル・コンサルタントによる調査

各国において知財保護、水際取締に関する知識を有するローカル・コンサルタントに協力を仰ぎ、上記の調査内容に関して、税関及び関係各機関から入手可能な資料・情報を収集するとともに、必要に応じて聞き取りにより情報を入手した。各国におけるローカル・コンサルタントは以下の通りである。

- < タイ > S & I International Bangkok Office
- < マレーシア > IC Network Centre
- < インドネシア > PT. MU Research and Consulting Indonesia
- < フィリピン > Cabrera, Lavadia & Associates

現地調査

上記、の成果を踏まえて、調査チーム（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）が4カ国において現地調査を実施した。税関及び関係機関を訪問して水際取締の実態を検証すると共に、ジェットロ事務所、日本人商工会議所、日本企業を訪問し、日本企業が直面している問題点や改善を要する点等について聴取した。